

黒石市教育委員会訓令第 5 号

黒石市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会文書取扱規程（昭和 3 5 年黒石市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の文書記号表中

「

|          |     |
|----------|-----|
| 市民文化会館   | 黒文館 |
| 勤労青少年ホーム | 黒勤ホ |
| 中央スポーツ館  | 黒中ス |
| スポカルイン黒石 | 黒スポ |

を

」

「

|            |     |
|------------|-----|
| 市民文化会館     | 黒文館 |
| スポーツ交流センター | 黒交セ |
| スポカルイン黒石   | 黒スポ |

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。